

「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（改定案）に対する意見
公募手続きの実施結果について

1 意見公募手続きの概要

- (1) 募集期間
平成 30 年 2 月 10 日（土）～平成 30 年 3 月 12 日（月）
- (2) 募集対象
 - ①市内に住所を有する方
 - ②市内の事業所等に勤務する方
 - ③市内の学校に在学する方
- (3) 閲覧場所
 - ①川越市役所教育指導課、各市民センター
 - ②市ホームページ
- (4) 意見提出方法
 - ①直接持参
 - ②郵送
 - ③ファックス
 - ④市ホームページからの電子申請

2 意見公募手続きの結果

- (1) 意見提出者 3名
- (2) 意見件数 14件

3 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方について、下記のとおりお知らせします。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	子どものいじめは加害者・被害者・傍観者を問わず、一人ひとりが自分にとって信頼できる大人を見つけて話を聞いてもらうことによって安心感を得て、現状に立ち向かっていくしかないのではないか。話を聞く大人にとっても時間と心のゆとりが必要不可欠である。そのゆとりはどのように担保されるのか。色々な名称のついた臨時職員が増えていくようだが、人が増えれば情報を共有する時間が必要で、学校現場はますます多忙化し、いじめ対策の話し合いに時間が取られて、肝心の子どもとゆっくり向かい合う時間が減ってしまうようなことのないように、具体的にイメージを持っていじめの防止につなげられるような実効性のある対策にしてほしい。	市が行う人的な支援は、教職員が一人ひとりの子どもの向き合うことにつながるものと考えております。ご意見としていただいた「学校現場の多忙化」という視点にも目を向けつつ、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。 また、改定案におきましては、相談体制の整備や相談窓口の周知、相談活動の積極的な活用等について示しております。

2	<p>基本理念（3）に係る対策の方針 家庭地域が「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を知らない。また、学校の教職員も方針の内容や自校が定めているいじめ防止基本方針の内容を理解していないため、日々の指導に生かし切れていない。いじめ防止基本方針の内容について、共有が必要であるので、その点について記載する必要がある。</p>	<p>いじめの未然防止や早期解決のためには、全ての教職員が、特に自校のいじめ防止基本方針を十分に理解することが必要であると考えております。</p> <p>改定案におきましては、学校いじめ防止基本方針を定める意義として「学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されること」について示しております。</p> <p>また、各学校いじめ防止基本方針を積極的に周知することは必要であり、改定案におきましては、自校のいじめ防止基本方針や学校の内いじめに対する取組について、積極的に周知を図ることとしております。</p>
3	<p>P3の10行目に以下を入れる。『心身の苦痛を感じているもの』と要件を限定して矮小化し解釈することがないようにしなければならない。』</p>	<p>いじめの定義につきましては、「いじめ防止対策推進法」の第2条に規定されるものであり、適切であると考えております。</p> <p>なお、改定案におきましては、「心身の苦痛を感じているものに該当しない場合」に触れ、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならないことを示しております。</p>
4	<p>P6④教職員の指導力向上に以下を入れる。「いじめ防止は人権を守ることであり、校長及び教頭のリーダーシップの下、教職員全員がいじめは絶対に許されないという強い人権感覚を持って、児童生徒の指導に当たること。」</p>	<p>改定案におきましては、いじめは基本的人権を侵害するものであることについて、また、学校における人権教育の充実について示しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下の下線部分について追記しました。</p> <p><u>「いじめをしている児童生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、『いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること』を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。」</u></p>
5	<p>P6 教職員の指導力向上として、「教職員の資質の向上」を入れる。</p>	<p>いじめの対応等に関する、すべての教職員の資質の向上は重要であると考えております。</p> <p>改定案におきましては、教職員の指導力向上について示しており、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにすることを示しており、教職員の資質の向上はここに内包されているものと考えます。</p>

6	<p>概要（案）の第4章3いじめの未然防止に関する指針に以下を入れる。「対等で豊かな人間関係を育むために、お互いを理解し他者を思いやり、一人ひとりの個性を認め合えるような人権教育や道徳教育を一体となってい」</p>	<p>概要（案）につきましては、全体の項目を示す構成となっております。本編の改定案におきましては、道徳教育や人権教育の充実等により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を図ること、また、人間関係を構築するためのスキルを高める指導の充実について示しております。</p>
7	<p>概要（案）いじめの定義に以下を入れる。「いじめとは、学校の内外に関わらず」、児童（生徒）等に対して（中略）感じているものをいう。</p>	<p>いじめの定義につきましては、「いじめ防止対策推進法」の第2条に規定されるものであり、適切であると考えております。</p> <p>なお、国のいじめの防止等のための基本的な方針において、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わずと示されており、改定案におきましては、以下のとおり下線部分について追記しました。</p> <p>「法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』に該当しない場合や、いじめを受けている本人がそれを否定している場合、<u>学校外における人的関係に係る場合</u>など、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。」</p>
8	<p>P11の11行目に情報の共有だけでなく、いじめを絶対に許さないという共通認識やいじめ基本方針の内容の周知を図ることを記載する。</p>	<p>各市立学校が、自校のいじめ防止基本方針を家庭や地域、関係機関に周知することは、いじめの未然防止や早期解決のために必要なことであり、改定案におきましては、自校のいじめ防止基本方針や学校のいじめに対する取組について、積極的に周知を図ることとしております。</p>
9	<p>P8の19行目、能力の育成等の「能力」は偏見差別を生み出す言葉であるので削除する。「他者への共感、お互いを思いやる心の育成等」に変更する。</p>	<p>ここで言う「能力」とは、改定案の中にも記載のとおり、具体的には「他者と円滑にコミュニケーションを図る能力」を指しております。また、ご指摘の「他者への共感、お互いを思いやる心の育成等」につきましては、あらゆる教育活動を通して取り組むことが重要であると考えております。</p>
10	<p>P14の保護者・地域との連携（3）いじめの未然防止の広報啓発に以下の内容を記載する。</p>	<p>地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりを推進するため、学校が自校のいじめ防止基</p>

	<p>「・在校生の保護者に対して保護者会や行事など、折を見ていじめは許されない行為であることを伝える。学校だより、学年だよりもいじめについて掲載し、保護者、地域の人たちに浸透させる。」保護者や地域の人たちがいじめが重大な人権侵害であることを理解していない。</p>	<p>本方針について保護者や地域、関係機関に周知することは必要であり、改定案におきましては、保護者や地域住民への周知や関係機関等への説明について示しております。</p>
11	<p>川越市いじめの防止等のための基本的な方針（各学校いじめ防止基本方針）に書かれていることは、もつともであり、その通りに取り組んでいかななくてはならないが、いじめをなくす教職員等の現場の意識が欠落しているように感じる。意識の欠如の原因が、教職員の多忙によるものであれば、適正な人員配置など、根本の改善が必要である。</p>	<p>いじめの未然防止や早期発見・早期解決のため、各学校に対する人的な支援も重要であると考えております。「教職員の多忙化」という視点にも目を向けつつ、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。</p>
12	<p>基本的な方針（案）大変によいと思う。私の子どもの頃にもいじめはあった。いじめを知った子どもは諫めることのできる子どもに知らせ、治める子ども社会でした。大人も子どもに分け隔てなく温かく見守り、いじめや悪いことをすれば躊躇なく諫めた。少子高齢化社会、多忙な先生の手助けといじめ対策のための高齢者の参画で推進したい。学校の校内の子どもたちを見守る。先生とのコミュニケーション、先生と保護者のコーディネーター役を小中学校のクラス数と同数の高齢者に願います。校外の子どもたちのたまり場やいじめをもたらす恐れのある所は市内のどこにでもある。広く市民からの情報を得るために子ども見守りサポートシステムを設ける。学校のコーディネーターと子ども見守りサポート、いつでもどこからでもLANネットワークで情報の共有でいじめを早く感知できるのではないのでしょうか。先生のあるべき姿と市民が次世代の子どもを見守る社会のシステムを望みます。</p>	<p>学校・家庭・地域が協力し、いじめについて、些細な兆候であっても見逃すことのないようにすることが必要であり、改定案におきましては、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図ることを示しております。</p> <p>また、いじめに係る情報を多方面から得ることは、早期対応、早期解決を図るために必要であるとと考えております。改定案におきましては、児童生徒及び保護者からのいじめ等の相談や情報提供を常時受け付けるインターネット上の窓口の開設やいじめ電話相談の実施について、地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行うことについて示しております。</p> <p>いじめの未然防止や早期発見のため、地域との連携を一層推進できるよう学校を支援する方策を検討する等により、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。</p>
13	<p>暴力だけでなく無視や仲間外れはいじめである。再三に渡り申し上げて学校も教育委員会も無視や仲間外れではなく単に挨拶をしないだけだと繰り返し誠実に対応いただけない。い</p>	<p>改定案に示すとおり、暴力のみならず、仲間はずれや集団による無視も、いじめの態様であると考えております。また、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾</p>

	<p>じめられた側の気のせいだと言わんばかりである。このような対応で真にいじめがなくなるのか大変疑問である。いじめを絶対に許されない行為であるという認識が欠如している。</p> <p>単に挨拶をしないだけでなく全て無視されて存在すらなきものになっているし私の子どもはされている。</p> <p>いじめ防止基本方針を川越市と教育委員会および各小中学校が定めたところで教育現場や教育委員会が人権軽視をしいじめの根絶に向けて対応しないのであればこの指針は単なる画餅であり何の意味もない。</p>	<p>聴し、いじめを受けている児童生徒及びいじめをしている児童生徒から事実関係の聴き取りを行うものと示しております。また、両者の保護者に対して、事実関係を伝えることとしております。その後の対応については、状況に応じて対応や指導を行うことと示しております。</p> <p>それぞれの件について、今後も適切な対応がなされるよう努めてまいります。</p>
14	<p>障害のある子どもへの差別偏見が根強いにもかかわらず教育現場および教育委員会は後手後手である。しかし障害者差別解消法に基づき自らの事務事業の中において差別を解消しなければならない。</p> <p>そこで以下を挿入する。</p> <p>「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講じるとともに、「社会モデル」を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害のある人に対する理解や共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を絶対に許さない姿勢を確保し、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。</p>	<p>どの児童生徒においても、いじめをすることも、いじめを受けることも、あってはならないことと考えております。</p> <p>改定案では、児童生徒の個性等を踏まえた指導や対応等に関する教職員研修の実施について、また、児童生徒の個性等への理解を深め、児童生徒が自分の存在が価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供することを示しております。</p> <p>いじめ問題に係る内容や人権意識を高めるため、研修の充実を図り、全ての教職員のいじめ問題に係る指導力を高め、各市立学校において、いじめへの適切な対応が図られるよう努めてまいります。</p>